

(否 決)

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

現在わが国では、他国の軍事組織である米軍が、日本の領土の一部を日本の主権が及ばない区域として占有し、領空・領海を自由に使用し、事故や異常な低空飛行訓練を繰り返している。その米軍に対し、特權的取り扱いを定めているのが日米地位協定である。

米軍基地周辺で有機フッ素化合物（PFAS）汚染が確認されても、基地内に立ち入って調査することはできない。訓練・演習への規制がなく、航空機事故時にも日本側が捜査権を行使しないという実態がある。これらは欧州諸国には見られない異常な状態である。米軍関係者がおこす刑事事件の第1次裁判権については、「公務外」の場合は日本側にあるとされているものの、「公務中」であれば米国側が持つことになっており、なおかつ、1953年の日米合同委員会で、日本は「実質的に重要であると考えられる事件」以外では裁判権を行使しないと約束している。2024年に国内で発生した米軍関係者（米兵・軍属・家族）による一般刑法犯の起訴率は11.8%にとどまり、約9割が不起訴となっており、一般刑法犯全体の起訴率（30%台後半）と比べても極端に低いが、その背景には日米地位協定にもとづく特權的扱いがある。

全国知事会は2018年7月、日米地位協定抜本見直しを求める「提言」を全会一致で採択した。そこでは、「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること」を求めているが、独立国としてあまりに当然の要求である。

米軍関係者に日本の主権を及ぼすための地位協定の抜本改定はまったなしであり、そのための協議をただちに行うように求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月3日

青森県議会

（第324回定例会・発議第1号・田名部定男外9名提出）

(否 決)

非核三原則を堅持することを求める意見書

高市早苗首相は11月11日に国会で、安保3文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）に盛り込まれている「非核三原則」の文言を堅持するかどうかについて明言を避けた。報道では、安保3文書の改定に伴い、非核三原則の見直しを検討する方針であるとされている。

核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」とした非核三原則は、1967年に佐藤栄作首相が表明したもので、71年にはこれを「国是」とする国会決議があがっている。その後、核兵器が搭載された米艦船の寄港や有事の際の沖縄への持ち込みについての日米間の密約があったことが明らかになったが、少なくとも「非核三原則の堅持」は日本政府の公的な立場であり続けている。

世界で唯一の被爆国である日本が「非核三原則」を持っていることは、「核兵器のない世界」をめざすうえで極めて重要な意義をもっている。そしてそれは、長崎市長が今年の平和記念式典で非核三原則堅持を求めたように、被爆者の強い願いであり、その見直しは被爆者の思いに背くものである。

国民の生命を守り、「核兵器のない世界」をめざすためにも、国是としてきた「非核三原則」を堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月3日

青森県議会

（第324回定例会・発議第2号・田名部定男外9名提出）

(否 決)

多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書

日本で生活する在留外国人は、2025年6月時点で395万人を超え過去最高となっています。外国人労働者数は、2024年10月時点で230万人を超え、外国人労働者は日本の産業、地域経済にとって欠かせない存在となっています。

他方で、日本は、多文化共生のための社会基盤整備が遅れています。外国籍住民（移民）統合に関する政策の国際比較（MIPEX2020）において、日本の政策の評点は47点と低く、52か国中35位にとどまっています。特に「反差別」についての取り組みが不十分とされ、16点ときわめて低い評価を受けています。日本社会における国籍・民族を理由とする差別は、最近、ヘイトスピーチのような差別表現からさらに深刻化し、放火事件など直接的な暴力事件にまで至っており、対策が急務です。

在留外国人、とりわけ外国人労働者の増加が今後いっそう見込まれる中で、その受け入れ環境整備が整わず、人権侵害行為が多発しているという状況は何としても改善しなくてはなりません。

国会及び政府に対し、在留外国人の人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活、職業生活を国民とともに円滑に営むことができる環境の整備を図ることが喫緊の重要課題であるとの認識に立ち、多文化共生社会の形成についての基本法を策定し、特に以下の取り組みをいっそう促進するよう要望します。

記

- 1 国の事務・事業の実施に当たって国籍や社会的文化的背景が異なることを理由に国民と不当な差別的取り扱いがなされないようにすること
- 2 国籍や社会的文化的背景が異なることを理由とする人権侵害や紛争の防止・解決に必要な体制を整備すること
- 3 多文化共生社会の形成に関する教育・啓発、国民と在留外国人との交流の促進により、多文化共生社会の形成について国民の関心と理解を深めること
- 4 在留外国人への日本語等の習得機会の確保、情報提供等により在留外国人が日常生活、社会生活、職業生活を国民とともに円滑に営むことができるための措置を講じること
- 5 学齢期にある在留外国人に対する就学・教育の機会が確保されるよう必要な措置を講じること
- 6 在留外国人に対し必要な支援を提供するために、自治体内に居住する外国人に関する在留資格等の情報を地方自治体と共有し、国と地方との有機的連携を促進すること。
- 7 地方自治体が取り組む多文化共生社会形成のための各種事業について必要な財政措置などの支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月3日

青森県議会

(第324回定例会・発議第3号・田名部定男外9名提出)

(可 決)

TAC（漁獲可能量）制度の実情に応じた柔軟な運用を求める意見書

10月31日、農林水産省はTAC制度に基づき、漁獲可能量を超過したとして11月1日から来年3月末までの間、小型スルメイカ釣り船による禁漁を発出した。

TAC制度は、水産資源を持続的に利用するため、科学的見地に基づき毎年特定の水産物の漁獲量を取り決めている制度である。今年は漁獲枠が大幅に減少されたスルメイカに関しては豊漁であり、漁の最盛期を迎える前に決められた漁獲枠に達してしまっている。その後何度も増枠がされたが、すぐに上限を超え、禁漁措置が継続された状態になっている。

スルメイカの漁師は、ここ数年間続いている不漁に苦しんできたところであり、ある程度の収入を見込める兆しが見え始めたところであった。

禁漁措置を発出したことにより、ほとんど漁に出られず収入が得られない地域もある。また、禁漁後も十分な量のスルメイカの資源量を確認できることから、漁師からはこの禁漁措置に関して強い不満の声が上がっている。

現在のTAC制度は対象魚種が漁獲枠に達した場合に全国一律の規制となるため、地域間格差が発生しており、漁場の状況に応じた柔軟な漁獲枠配分が必要である。

よって国においては、未来に渡り水産資源を守りながら水産業者の生活を守り担い手を確保して永続的に経営を行っていくようにするために、海域の状況を適切に把握して柔軟に運用できるTAC制度の確立を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月8日

青森県議会

(第324回定例会・発議第4号・田中順造外47名提出)

野生鳥獣による農作物被害対策を求める意見書

現在、青森県では農作物の鳥獣被害が増加しており、経済的損失だけではなく、農家の生産意欲を削ぐことに加え、人命が脅かされる事態にまで及んでいる。

農作物の被害額として令和6年は6,444万円であり、令和7年の特徴としてツキノワグマの出没件数が突出しており、10月末時点では過去最多の2,460件と昨年の2倍を超えたほか、人身傷害では死傷者はないものの負傷者が10件で10人となっている。りんご園一帯では毎日どこかで食害を受けていることや、食べ物を探しながら川を伝って他市町村へ広がっているため平野部でも出没するようになっており、本県でも役場内にまで侵入するケースも出てきている。

また、近年は温暖化の影響もありニホンジカやイノシシが本県へ北上して定着、繁殖力が高く数が増加、食害も増加傾向である。特にニホンジカにおいては、食料が枯渇する冬期間にりんご樹の皮を食べる食害により園地の木々が弱体化または枯死より廃園をせざるを得ない状況に追い込まれた農家もある。身体的特徴としてニホンジカは150cmの障害を乗り越える跳躍力があるとされ、従来よりも高い防護柵を設置するといった新たな対策が必要となっている。

県では市町村と連携して対策の効率化や実施体制の強化に向けて取り組んでいることや、クマを探知して警告音を出すICT技術によるクマ撃退の実地試験や研究をするなど対策をしている。

鳥獣被害対策については現場に近い市町村が主体で取り組むこととなっているものの、数が増え続けており職員だけでは対応しきれないことやハンターの高齢化と数の急減、またハード面ではくくりわなや侵入防止柵の購入費用など、多くの問題を抱えており苦慮している。

一方、他県においては、市街地にクマが相次いで出没、住民の命が奪われるという痛ましい事件が多発しており、広い山林を有する本県も秋田県と同様に自衛隊派遣の要請やガバメントハンターの設置も必要となるとされており、早急な生態系の究明や頭数管理を行い、すみ分け対策が重要となってきている。

よって、国においては鳥獣による農作物被害の改善と、県民の命を守るために下記項目について対策を講ずるよう強く求める。

記

- 1 電気柵や侵入防止柵、くくりわな、箱わな等の購入費用の上限を引き上げるために十分な予算措置を講ずるとともに、防鳥ネットの購入や忌避剤スプレー購入費用等の価格が上昇した場合、相応の補助金額とするよう予算を確保すること。
- 2 交付金の活用要件を緩和して、地域の事情に合わせた柔軟な制度とすること。
- 3 高齢化や不足しているハンターの担い手確保・育成を一層推進するため、鳥獣捕獲活動経費の増額を行うための予算の確保を行うとともに、各自治体がガバメントハンターを早期に配置できるよう支援を講ずること。

- 4 第一種銃猟免許取得補助金や銃購入の上限額の引き上げに加え、より高度な技術が必要となる夜間銃猟資格取得や専門的な知識を要する麻醉銃猟に係る必要な資格取得のための予算確保と取得しやすい制度を確立すること。
- 5 保護と管理を両立していくためには生態系の解明や個体数管理が重要であることから、研究の推進や個体数管理を行うために必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月8日

青森県議会

(第324回定例会・発議第5号・田中順造外47名提出)

(可 決)

陸奥湾高水温被害によるホタテガイ養殖の支援強化を求める意見書

青森県陸奥湾のホタテガイ養殖は、本県の水産業の柱であるが度重なる高水温被害等により危機に瀕している。

今夏の異常な高水温により、陸奥湾の養殖ホタテガイの稚貝、半成貝、親貝の多くが大量にへい死している。これにより関連する水産加工業者の経営や雇用といった地域経済に甚大な打撃をもたらすことが懸念されている。併せて、残渣の大量発生による問題も発生している。

よって、国においては、漁業者及び関連水産加工業者の経営安定化を図るために、生産対策をはじめ、水産加工策、試験研究の推進や地方自治体への支援など、下記支援策を講じ、陸奥湾ホタテガイ産業の早期復興に対して支援を講ずるよう強く求める。

記

- 1 親貝を確保する事業に対して強力に支援すること
- 2 稚貝確保のための対策を漁業者と連携し、進めること
- 3 高水温の環境下においても安定生産が可能な養殖技術の確立に向けた試験研究を加速すること
- 4 県や市町村が行う高水温被害対策事業や、残渣処理等に対して支援を講ずること
- 5 養殖中の種苗が被害を受けたことにより生じる損失についても、共済で保障されるよう拡充を図ること
- 6 漁業者の経営安定に向けた無利子・無担保による融資を行う制度を創設すること
- 7 ホタテガイ養殖に対する今後の課題に対応するため、漁業協同組合等関連団体との連携を強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月8日

青 森 県 議 会

(第324回定例会・発議第6号・田中順造外47名提出)

(可 決)

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例案

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
第二十二条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。）を使用する方法により「行うことができる。」

第二十六条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

提案理由

文書等により行うこととされている委員会に係る議事手続について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる」ととするため提案するものである。

（第324回定期会・発議第7号・田中順造外47名提出）

(可 決)

青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

青森県議会会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

（電子情報処理組織による通知等）

第一百二十四条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対し
て行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識すること
ができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）によ
り行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定める
ところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下こ
の項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電
子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、
当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織
を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方
法により受ける旨の議長が定める方法による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規
定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に
係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第十四条、第二十一条、第四十一条第三項、第九
十条第一項、第九十一条第一項及び第一百十九条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの
記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を

除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものとの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

イルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいづれか早い時)に当該者に達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法によりを行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第一百二十五条 この規則の規定(第二十九条第一項(第八十五条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を準用する。

この規則は、令和八年一月一日から施行する。



提案理由

文書等により行うこととされている議事手続について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする等のため提案するものである。

(第324回定例会・発議第8号・田中順造外47名提出)